資料１

令和8年度秋田県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

【基礎研修】

サービス提供の基本的な考え方

秋田県内の障害者数

〇身体障害　　42, 431人
〇知的障害　　9,299人
〇精神障害　　31,276人
　　計　　83, 006人　（令和8年3月31日現在）

〇県人口　　867, 000人　（令和8年4月1日現在）

※秋田県では、約10人に1人が障害者手帳を所持

秋田県の労働力人口

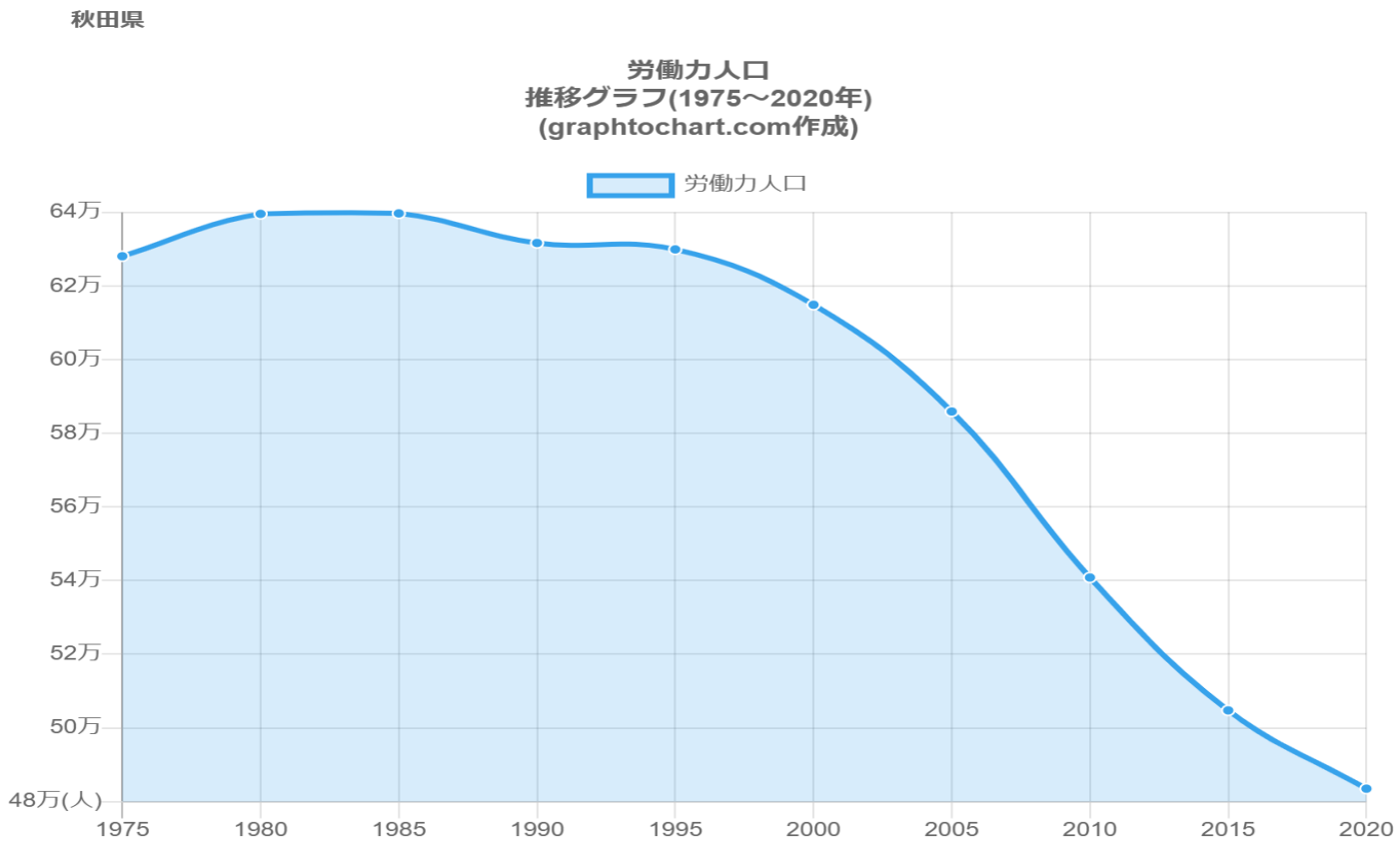

労働力人口とは

[労働力人口（国勢調査）],就業者及び完全失業者,[就業者（国勢調査）],調査週間中，賃金，給料，諸手当，営業収益，手数料，内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした者（休業者及び無給の家族従業者を含む。）,[完全失業者（国勢調査）],調査週間中，収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち，仕事に就くことが可能であって，かつ，ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者

労働力の低下はかなり深刻であることがわかる

令和8年度秋田県サビ児管【更新研修】講義資料

年	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020
労働力（人）	６２８，０８１	639,586	639,586	631,686	629,941	614,905	585,921	540,842	504,758	483,500
前回比		↑11,505	↑ 132	↓-8,032	↓-1,745	↓-15,036	↓-28,984	↓-45,079	↓-36,084	↓-21,258
前回比（%）		↑101.83	↑100.02	↓98.74	↓99.72	↓97.61	↓95.29	↓９２．３３	↓93.33	↓95.79

講義のねらい

【ねらい】

〇サービス提供の基本的な考え方を理解し、本人中心のサービス提供を実施する。

〇サービスを利用する人に対し、私たちが人生の一時期を共に歩む感覚を支援者としてもてるかという理念を学ぶ。

【内　容】

サービス提供の基本的な理念である本人主体のサービスや支援の提供、自立（自律）支援、エンパワメント、ICFの障害構造、合理的配慮、専門性、チームアプローチ、連携等について理解し、個別支援計画の作成やサービス提供の実践に活かす。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（基本理念）

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、**障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。**

障害のある人を取り巻く法律

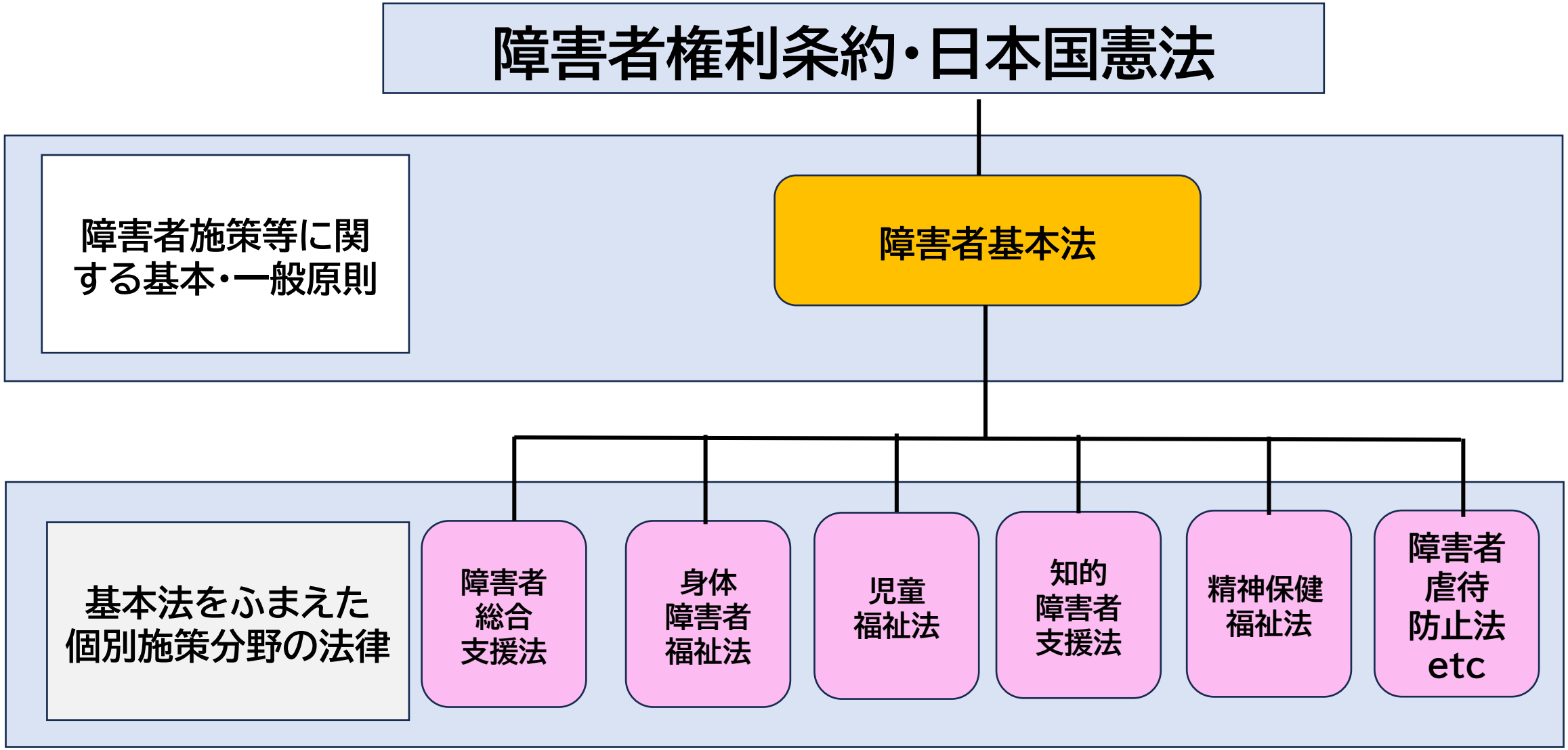

障害のある人を取り巻く法制度・潮流

法制度の変遷

〇心身障害者対策基本法（1970年）
入所施設の充実

↓

障害のある人たちの幸せにつながる

↓

全国に大規模施設を開設

〇国際障害者年（1981年）以降

ノーマライゼーションの機運が高まり、地域で暮らす
「地域生活移行」が進められるようになる

↓

「脱施設」政策が各国で始まる

支援費制度から障害者権利条約まで

○支援費制度（２００３年）
　措置から契約へ
○障害者自立支援法の成立（２００５年１０月）
○障害者総合支援法（２０１２年改正）

○障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）
　国際連合において２００６年に採択　　＊日本は2014年に批准
　　目的：障害のある人が差別を受けることなく、好きな場所で暮らし、
　　学んだり働いたりできるという当たり前の権利を守ること

　　初回対日審査　２０２２年８月、ジュネーブで実施

　　総括所見　　９月公表

所見で示された勧告・要請

権利委員会からの勧告・要請

○権利条約第１９条（地域生活）

施設から地域に出て、自立した生活を送ることを定めた条文

権利委員会 ➡ 障害児を含む障害者が施設を出て地域で暮らす権利が保障されていない

精神科病院の強制入院を障害に基づく差別である（自由を奪っている法令の廃止）

○権利条約第２４条（教育）

権利委員会　　分離された特別支援教育の中止に向け、
障害のある子もない子もともに学ぶ
インクルーシブ教育に関する国の行動
計画を求める

権利委員会ラスカス副委員長
「分離教育は分断した社会を生み出す。
インクルーシブ教育は共に生きる社会を
つくる礎」

○子どもの権利条約（国際連合において1989年に採択）

目　的：子どもを権利をもつ主体と位置づけ、大人と同じくひとりの人間としてもっている権利を保障　＊日本は1994年4月に批准

【4つの原則】
① 命を守られ成長できること　②子どもにとって最もよいこと
③ 意見を表明し参加できること　④差別のないこと

【4つの権利】
①生きる権利　②育つ権利　③守られる権利　④参加する権利

初回の勧告では

障害児の施設への入所に代わる措置をとり、障害児に対する差別を減らすための啓発キャンペーンを考慮し、障害児の社会参加を奨励することを勧告

精神障害のある人を取り巻く法制度

・精神病者監護法（１９００）

・精神病院法（１９１９）

・精神衛生法（１９５０）

・精神保健法（１９８７）

・障害者基本法（１９９３）

・精神保健福祉法（１９９５）

Cure（治療）とCare（生活支援）の分離

今まで

施設化
完結主義（専門職中心）
措置（行政処分）
家族扶養
中心化（専門分化）
パターナリズム（押し付け）
区別・差別　障害程度

これから

脱施設化（地域ケア中心）
脱完結主義（みんなで支援）
契約（自己決定）
社会扶養
脱中心化（連携）
脱パターナリズム
人間の尊厳

出典：帯広・十勝圏域の地域移行の取り組み（門屋充郎氏）

日本の地域生活移行

□太陽の園（北海道）　1968年開設
だて地域生活支援センター　540名の地域生活を支援

□西駒郷（長野県）　1968年開設
西駒郷地域生活支援センター　500名の地域移行を支援

□雲仙コロニー（長崎県）1978年開設
入所施設は特別の生活 → 普通の場所で普通の暮らし
制度にない事業を展開

Ⅰ　サービス提供の基本的な考え方

１　本人主体ということ

〇支援を必要とする人々は、種々なハンディによる困難を抱えている
各種サービス等を主体的に利用し、自分の人生を切り開いていく人

〇福祉サービスを提供する際、利用者がそれらを主体的に活用して、人生を歩めるよう支援していくことが重要

人生の主人公は
利用者本人

本人の利益！
（ためになること）

本人主体の支援とは

「本人主体支援」の難しさはどこから？

本人の問題ではなく、支援者側に要因があるのでは？

- 言葉が話せないから
- 知的障がいがあるから
- 経験が「私たちより」少ないから
- あきらめてしまうから

ではなくて

周りが、言葉の代わりに表現できる方法を提案できていない

周りが、言葉がすべてだと思い、様々な表現を読み取れていない

周りが、経験するチャンスを奪ってきた

周りが、経験するチャンスを奪われたら誰でもあきらめてしまうことを理解していない

出典：障がいのある人への本人主体支援テキスト

支援者が無意識に陥る立ち位置

「個々の違い」が認められにくい教育に
影響を受けている私たちが
障がい者(弱い者)の本人主体を妨げている

障がい者

・できないことに負い目を持ち続ける

・発散できる「逃げ場」が少ない

・少しのことでも監視・評価されがち

あきらめ、周りがきになる、
自傷、他傷

小さくなっていく

影響を受けて

本人を評価する（無意識）

支援者

影響を受けて

他人に同調し主体性が育ちにくい教育
大人(強い者）が子ども(弱い者)を監視、評価する教育
できないことや障がいのあることに負い目を感じさせる社会

出典：障がいのある人への本人主体支援テキスト

支援者がとるべき姿勢

**本人の意欲を妨げてきた要因を減らし、
社会の抑圧に「No!」
と言える支援者に**

障がい者

- できないことに負い目を持ち続ける
- 発散できる「逃げ場」が少ない
- 少しのことでも監視・評価されがち

影響を受けて

あきらめ、周りがきになる、
自傷、他傷

小さくなっていく

解消するような支援

権利擁護、啓発活動

支援者

影響を受けて

他人に同調し主体性が育ちにくい教育
大人(強い者）が子ども(弱い者)を監視、評価する教育
できないことや障がいのあることに負い目を感じさせる社会

出典：障がいのある人への本人主体支援テキスト

社会（生活）モデルの考え方

社会（生活）を基本とした地域ケアが原則

個人（医学）モデルによる支援

障がい者施設等での訓練・指導

↓

障がいの克服・能力の獲得

↓

地域生活は限られた人に

「一人ひとりの障がい者の『心身機能の障害』そのものが、障がい者の生きづらさを生み出す」という考え方

支援のパラダイム転換

→

社会（生活）モデルによる支援

「できないこと」の承認

「できないこと」を支える
サポート体制さえあれば

障がいの種別や軽重に左右されない地域生活が可能

「障がい者の生きづらさの原因は、障がい者の機能障害に問題があるのではなく、そのような機能障害をもつ障がい者を取り巻く環境にある」という考え方

出典：障がいのある人への本人主体支援テキスト

ノンバーバル・コミュニケーション

知的障害のある人＝非言語によるコミュニケーションが優位

障害のある人のニーズ・願い

誰もが思いや願いをもって生きている

↓

支援者の読み取る力・聞き取る力・感性

顔の表情、顔色、視線、身振り、体の姿勢、相手との物理的な距離の置き方

↓

本人主体の支援

意思決定支援の取り組み

意思決定支援

【ある障害当事者の声】

「一番嫌なのが、わからないといって、見た目の行動だけで気持ちまで決めつけられることです。
答えられなくても、尋ねてくれたらいいのにと思います」

「僕について話をしているにもかかわらず、まるで僕がそこにいないかのような態度をされると
傷つきます。自分は、その辺の石ころみたいな存在なのだろうか」

「私たち抜きに私たちのことを決めないで」　Nothing About Us Without Us

意思決定能力がないのではなく、支援者の側に障害のある人たちの意思決定を受け止めて理解することが不十分なのかもしれない

（支援者の意思受信能力）　⇒　支援者の意思決定支援力

出典：小口将典氏（関西福祉科学大学）講義資料

意思決定支援

医療的ケア児

〇本人の明確な意思確認は難しくても、複数の事業者が関わりをもち、当事者の快／不快の表現を周囲が理解していく関係的自律を重視

〇医療的ケアを理由に施設で生活をしたほうがいいと周囲が一方的に決めることは、特定の施設での生活を強いることを禁じる障害者権利条約に反すること

土 畠 智 幸 氏：北海道医療的ケア児等支援センター長

オープンダイアローグ（開かれた対話）

１９８０年代　　精神科病院ケロプダス（フィンランド）

困難に直面した人たちと対話を始める

８割が回復

○対等の関係性の中で話す
○その人のいないところで、その人のことを話さない
○チーム（本人、家族、医師、看護師、専門職、事務職等）で対話する
○チーム全員の声が大切にされる

Ⅰ　サービス提供の基本的な考え方

２　利用者の自立（自律）ということ

・福祉サービスを提供する際においては、利用者がそれらを主体的に活用して、人生を歩めるよう支援していくことが重要

⇩

・福祉サービスの利用においても、自分の人生は自分で決めていくこと
すなわち、その人の自立あるいは自律を尊重していくことが重要

自己決定の尊重
意思決定の支援

自立生活運動(I.L)の自立理念

(英略: Independent Living Movement)

〇自立生活運動は1960年代にアメリカで「障害者にもみんなと同じ権利を」と、障害者が声を上げたことからはじまる。

〇自立生活運動とは、障害当事者自身によって、障害者が地域で生活をするために必要な制度や社会の意識を新しくつくりかえること

⇩

制度的に介助を保障することだったり、道路や建物をバリアフリー化することだったり、障害者への差別や偏見をなくすこと

全国自立生活センター協議会ＨＰより抜粋

自立生活運動(I.L)の自立理念

(英略: Independent Living Movement)

自立生活とは

〇どんなに重度の障害があっても、その人生において自ら決定することを最大限尊重されること
（選択をするためには選択肢の良い点、悪い点を知らされ、ある程度経験も必要）

〇危険を冒す権利と決定したことに責任を負える人生の主体者であることを周りの人たちが認めること
（福祉サービスの雇用者・消費者として援助を受けて生きていく権利を認めていくこと）

〇当たり前のことが当たり前にでき、その人が望む場所で、望むサービスを受け、普通の人生を暮らしていくこと
（基本的には、施設や親の庇護の元での生活という不自由な生活ではない）

全国自立生活センター協議会ＨＰより抜粋

障害者の自立とは

「自立(生活)とは、そこに住むか、いかに住むか、どうやって自分の生活をまかなうか、を選択する自由をいう。それは自分が選んだ地域で生活することであり、ルームメートを持つか一人暮らしをするか自分で決めることであり、自分の生活……(日々の暮らし、食べ物、娯楽、趣味、悪事、善行、友人等々)……、すべてを自分の決断と責任でやっていくことであり、危険を冒したり、誤ちを犯す自由であり、自立した生活をすることによって、自立生活を学ぶ自由でもある。」

世界初の障害者情報誌「リハビリテーションギャゼット」より引用

日本の自立生活運動

○全国青い芝の会のこと

設 立　1957年　脳性マヒ者による当事者団体

目 的　脳性マヒ者をはじめ、全ての障がい者が地域社会であるがままの姿で暮らすことができるようになる

○小山内美智子さんのこと

1953年生まれ　脳性マヒ

1977年　札幌いちご会設立
自立生活のための寄付金を集め、職員を雇い、ケア制度を作る

Ⅰ　サービス提供の基本的な考え方

３　エンパワメント（人は誰かといることによって強くなる）

〇それまでの人的・社会的環境によって、主体的に自らの力を発揮することが困難な状態＝パワレス（力を失った）な状況

（周りが）障害のある人を保護すべき対象としたり、自立を妨げる社会的抑圧があったり、人間としての生き方が保障されない状況があったり・・・

↓

「できないこと」より「できること」に着目

〇（私たちは）一人ひとりの強み（ストレングス：strength）に働きかけて、本来持っている能力を十分に発揮できるような支援を心がける

〇（私たちは）一人ひとりを取り巻く環境の改善を行うとともに、一人ひとりがエンパワメントしていく過程で環境の改善につなげていく

パワーレスな状態

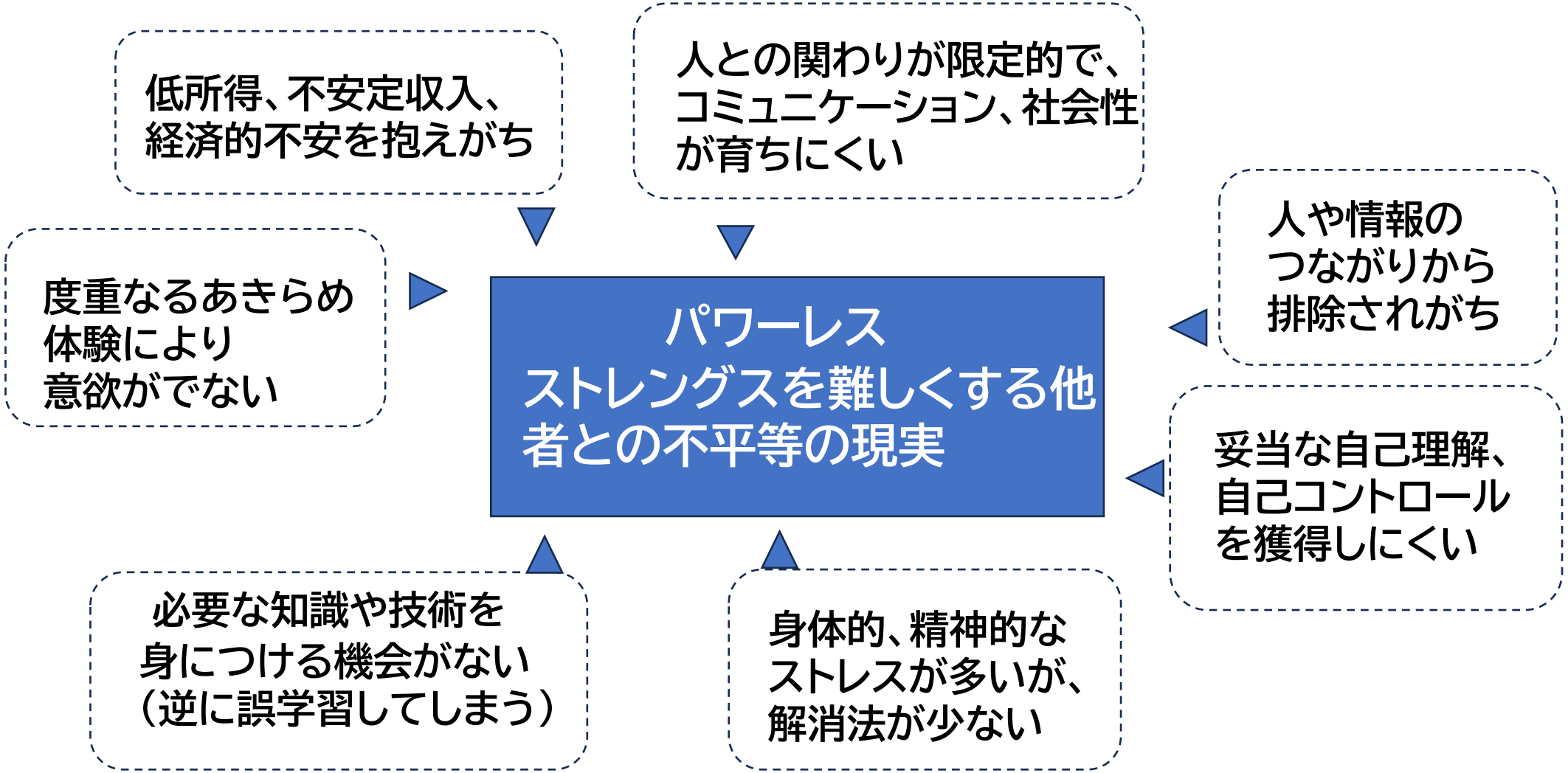

出典：障がいのある人への本人主体支援実践テキスト

エンパワメントの考え方

エンパワメントとは

本来もっている力を引き出す、発揮できるようにすること

本人への働きかけ → 環境への働きかけ・本人と環境の調整

当事者が「意思」「力」を
もっているという前提

内在化された個人モデル、
＊パターナリズムへの自覚

＊パターナリズム（権威主義的、恩恵的福祉観）
相手を弱者ととらえ、優位で力のある立場から、「言うことを聞くなら、守ってあげる」
「代わりにやってあげる」など、上から支援を与えるものとする古い福祉観

出典：障がいのある人への本人主体支援実践テキスト

ストレングスに着目した支援

ストレングスモデルとは

できないことや苦手なことに着目し、それを克服するアプローチ（課題克服）ではなく、ストレングス（強みやできること、好きなこと）に着目してアプローチし、活用していく支援方法

例えば・・・ **一人暮らしをしたい**

課題克服のアプローチ

- 洗濯ができない
- ごみの分別ができない
- 金銭管理ができない
- お菓子を食べ過ぎる

↓

洗濯、ごみの分別の練習をする
お小遣い帳をつける
毎日食べるお菓子の量を決める

ストレングスモデルのアプローチ

- 洗濯が得意ではないことをわかっている
- あいさつやお礼が言える
- ごみをゴミ箱に捨てることができる
- 一人で買い物ができる
- 好きなお菓子を目標にすることができる

↓

洗濯、ごみの分別はヘルパーを利用する
お菓子をご褒美として自分のごほうびリスト作って家事の練習をしてみる

出典：障がいのある人への本人主体支援実践テキスト

Ⅰ　サービス提供の基本的な考え方

４　国際障害分類（ICF）

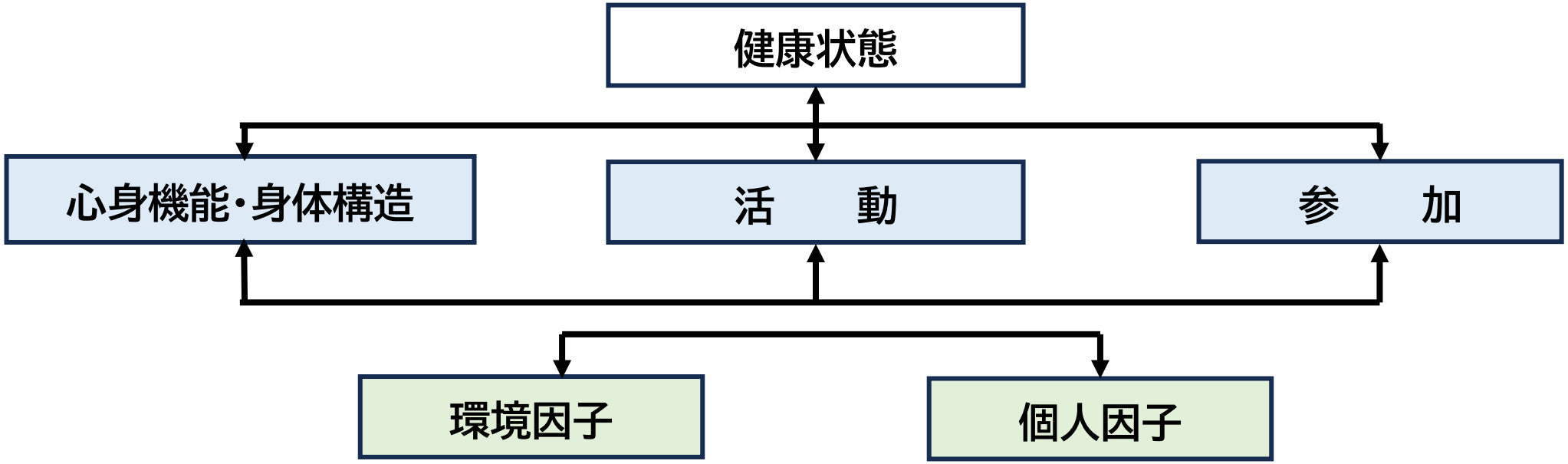

○　ICFはその状態・状況を「機能障害」「活動制限」「参加制約」と定義し、障害はこの状況をさし、決して当事者そのものが障害（障害者）ではないことを明確化

○　当事者が日常生活や社会参加（環境やアクセス）をしようとしたときに生じる困難や活動制限、参加制約に陥った状況や状態が障害であると考え、社会生活上の困難や問題・制限・制約を感じた状況・状態・現象を重視し、生活全体を通して当事者のできることを評価し活用していくという肯定的側面に着目

出典：小口将典氏（関西福祉科学大学）講義資料

ICF（国際障害分類）の目的

「生きることの全体像」についての「共通言語」

- 生きることの全体像を示す「生活機能モデル」を共通の考え方として、さまざまな専門分野や異なった立場の人々の間の共通理解に役立つことを目指している。

①「生活機能」と「障害」2つの側面から全体像を把握できる
②「よりよく生きる」ために働きかけるツールになる
③共通言語を用いるため、他職種間で共有ができる

ICF は「健康の構成要素に関する分類」

- ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health, **国際生活機能分類**）は、2001 年5月に WHO 総会で採択された。
- ICF の前身である ICIDH（**国際障害分類**、1980）が「疾病の帰結（結果）に 関する分類」であったのに対し、ICF は「健康の構成要素に関する分類」であり、新しい健康観を提起するものとなった。
- **生活機能上の問題は誰にでも起りうるものなので、ICF は特定の人々のためのものではなく、「全ての人に関する分類」である。**

Ⅰ　サービス提供の基本的な考え方

５　権利擁護（アドボカシー）

権利擁護とは、「人が人として尊厳を持って生きていくこと」を支援することであり、私たちには障害のある人の権利を尊重し続け、擁護し続けることを「労働観」や「職業観」の基本としていくことが求められている

・虐待防止など障害者の**人権を擁護**していくこと

・自ら権利を擁護していくことに困難を抱える障害者の**権利を代弁**していくこと

⇒

・権利擁護（アドボカシー）の考え方を個別支援計画のなかに具体的に入れていくことが重要

・意思決定支援管理者の配置（自己決定、意思決定支援）

○愚行権

他人から見ると愚かな行いだと感じることであっても、他人に迷惑をかけず自分の責任で行う場合、誰からも侵害されない権利

本人のためと思っていることが、本人の権利を奪っている場合もある

エピソード

部屋にこもってテレビゲームばかりしている → テレビゲームが趣味となり、ゲームをすることを励みに他の活動への意欲が増した

○失敗する権利

人はいろいろな経験のなかから学んでいくので、時には失敗することも必要

本人の成長のため、あえて失敗を見守ることも大切

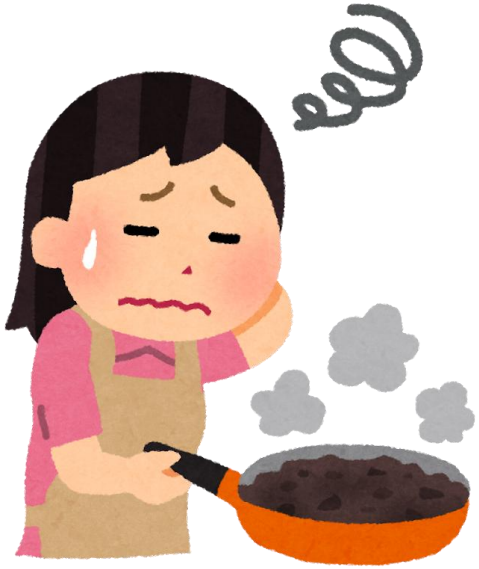

Ⅰ　サービス提供の基本的な考え方

６　合理的配慮ということ

・社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表明が あった場合過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜を提供していくこと。

↓

・個々の合理的配慮は、**個別性が高い**ため、サービス提供における**個別支援計画の作成・実施のなかで実現**

合理的配慮と考えられる例
（厚生労働省・福祉事業者向けガイドライン）

障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、合理的配慮を提供することが求められる。

合理的配慮を提供する際には、障害者の性別、年齢、状態等に十分に配慮することが必要。

記載された事例であっても、事業者の事業規模等によっては過重な負担となる可能性があるため、法、基本方針及び本指針を踏まえ、具体的、事業者場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。

合理的配慮の提供に当たっては、個別の支援計画（サービス等利用計画、ケアプラン等）に位置付ける。

Ⅰ　サービス提供の基本的な考え方

７　チームアプローチということ

情報を共有し合い、一緒に、同じ目的に向かって支援を探ることを通してチームワークが生まれる（サービス担当者会議の場等を活用）

→ 同じ方向を見る関係性

私たちの支援はチームで提供することが基本中の基本

８　連携ということ

〇施設や事業所内でのサービスだけでは利用者のすべてのニーズには応えられない限界を知る。

〇そのためには、施設外の事業者や関係機関との連携に踏み出す。

→ ネットワークを構築

個別支援計画は連携ツール

連携していくためには、共通言語としての個別支援計画が必要であること、それを関係者が一緒に作っていくことを認識

ひとりの利用者に対する利用計画に万全はありえない

→だから連携する必要がある！

皆んなの目や感じ方を利用しよう

→ツールを使いこなす

９　専門性を高めるということ

施設・事業所外のさまざまな関係機関と連携して支援するために、対等な立場で協働していくことは、多分野協働（interdisciplinary）とよばれるが、その基盤となる専門性が必要となる。

→ 普段からの研鑽

Ⅰ　サービス提供の基本的な考え方

10　個別支援計画の作成と実施に基本的な考え方の要素が常に含まれていること

○本人主体のサービス・支援の提供、自立（自律）支援、エンパワメント
ICFの障害構造、権利擁護（アドボカシー）、合理的配慮、専門性
チームアプローチ、連携等の様々な要素がしっかり押さえられ、含まれた個別支援計画が作成され、サービス提供の実践に結びつけて行くことが重要

○振り返りやスーパービジョン（新人や中堅専門職の技術の向上）、効果的な実践向上をめざしての監督・指導・支援が行われる過程もしくは方法の視点

個別支援計画による支援

PDCAサイクル
マネジメントサイクル

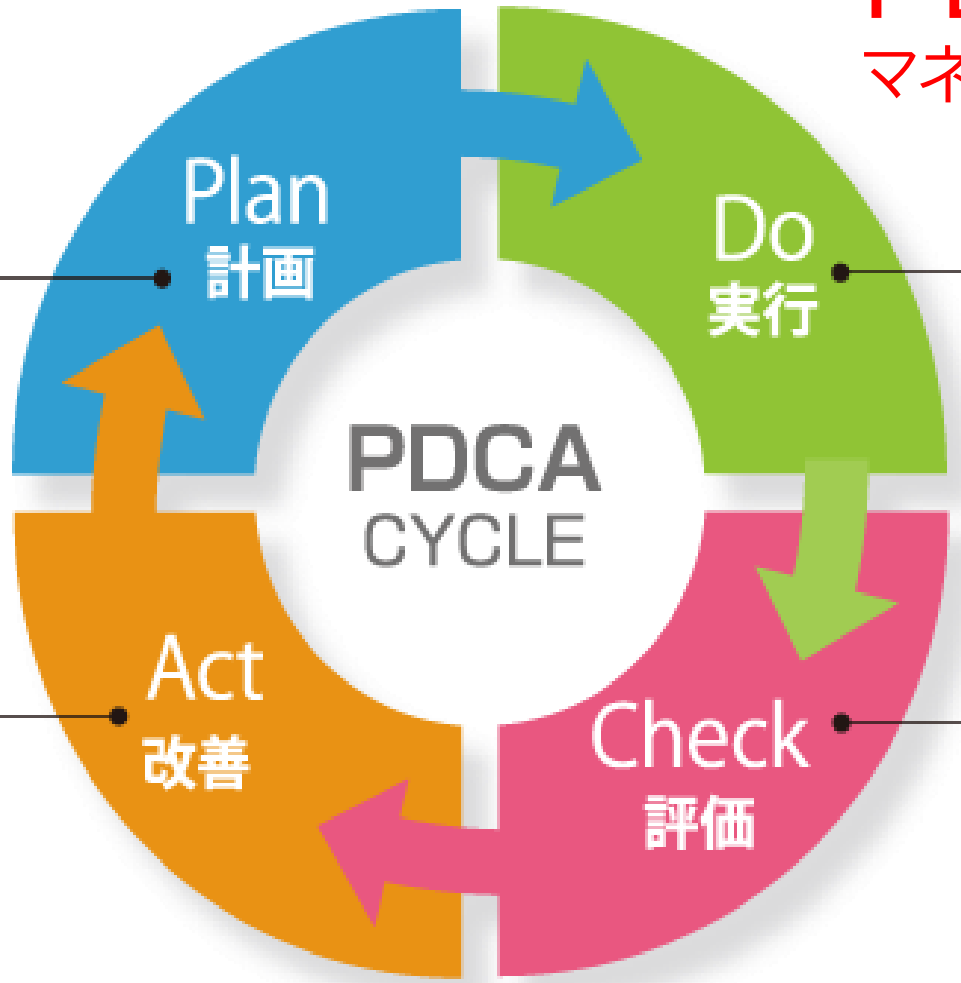

実績や予測をもとにして
支援計画を作成する

計画に従って支援を実施する

支援が計画に沿って
いない場合に改善する

支援が計画に沿って
いるかどうかを確認する

言葉の割れ窓理論

割れ窓理論（犯罪心理学）を介護サービスに置き換えて・・・

↓

ことばの乱れが人間の尊厳を冒し、無意識のうちに不適切ケアにつながり、やがて虐待の温床となる。

例）利用者へのタメ口⇒×

対人援助職としての丁寧な言葉遣い

北海道介護福祉道場赤い花代表　菊 池 雅 洋　氏が提唱

ノーマライゼーションの詩

ノーマライゼーションとは、一日の普通のリズム
朝、ベットから起きること
たとえ君に重い知的障害があり、身体障害者であっても
洋服を着ること
そして家を出、学校か、勤めに行く
ずっと家にいるだけではない
朝、君はこれからの一日を思い
夕方、君は自分のやり遂げたことをふりかえる
一日は終わりなく続く単調な24時間ではない
君は当たり前の時間に食べ、普通の服を着る
幼児でないなら、スプーンだけで食べたりしない
ベットではなく
ちゃんとテーブルについて食べる
職員の都合で
まだ日の暮れぬうちに夕食をしたりはしない

ノーマライゼーションとは、一週間の普通のリズム
君は自分の住まいから仕事場に働きに行く
そして、別のところに遊びに行く
週末は楽しい集いがある
そして、月曜日にはまた学校や職場に行く

ノーマライゼーションとは、一年の普通のリズム
決まりきった毎日に変化をつける長い休みもある
季節によってさまざまな食物、仕事、行事、スポーツ、
余暇の活動が楽しめる
この季節の変化の中でわたし達は豊かに育てられる

ノーマライゼーションとは、
あたりまえの成長の過程をたどること
子どもの頃は夏のキャンプに行く
青年期にはおしゃれや
髪型、音楽、異性の友達に興味を持つ
大人になると、人生は仕事や責任でいっぱい
老年期はなつかしい思い出と、
経験から生まれた知恵にあふれる

ノーマライゼーションとは、自由と希望を持ち、
周りの人もそれを認め、尊重してくれること
大人は、好きな所に住み、
自分にあった仕事を自分でみつける
家にいてただテレビを見ていないで
友達とボーリングに行く

ノーマライゼーションとは、
男性、女性どちらもいる世界に住むこと
子どもも大人も、異性との良い関係を育む
十代になると、異性との交際に興味を持つ
そして大人になると、恋に落ち、結婚しようと思う

ノーマライゼーションとは、
平均的経済水準を保証されること
誰もが、基本的な公的財政援助を受けられ、
そのために責任を果たす
児童手当、老齢年金、
最低賃金基準法のような保証を受け、
経済的安定をはかる
自分で自由に使えるお金があって
必要なものや好きなものが買える

ノーマライゼーションとは、
普通の地域の普通の家に住むこと
知恵遅れだからといって
20人、50人、100人の他人と
大きな施設に住むことはない
それは地域社会から孤立してしまうことだから
普通の場所で、普通の大きさの家に住めば、
地域の人たちの中にうまくとけ込める

ベンクト・ニーリエ(スウェーデン)の言葉